

新制度実施にあわせ全国会議

～行政、漁協系統も積極支援を表明～



10月11日、漁済連は東京の虎ノ門パストラルで水産庁、農林漁業信用基金、業種別全国団体、各都道府県の担当者、共済組合など関係者約170人の参加により「『新ぎよさい総加入運動21』全国推進会議」を開きました。

冒頭、船本幸作漁済連会長が主催者挨拶を行い、「この10月1日から新『ぎよさい』制度が施行されている。今後は浜の漁業者一人一人に『ぎよさい』の必要性を浸透させるとともに、運動目標の達成に向けて全力で取り組む」と、表明しました。

次に来賓の木下寛之水産庁長官が挨拶し、「『ぎよさい』制度はこれまで漁業経営の安定に大きく貢献してきた。今回の法改正は漁業者ニーズを実現したもので、新運動が所期の目的を達成するよう行政としても全力で取り組みたい」と強調。

同じく植村正治JF全漁連会長が、「『ぎよさい』が今後、系統運動の中で漁業経営と漁協経営基盤の安定に積極的な役割をはたすことを期待するとともに、系統としても普及拡大に組織を挙げて取り組む」と、新運動への全面的支援と協力を表明しました。

続いて新運動の基調報告に入り、中森光征漁済連常務が新運動背景と趣旨、目標と実施体制などについて説明しました。

さらに濱廣昭熊本県漁済組合長・本渡市漁協長が、自らが営む魚類養殖業が赤潮で大きな被害を受けた際に「ぎょさい」からの共済金で経営維持が図れた体験を語り、「10月1日から漁業者がより一層加入しやすい新たな漁業共済制度が実施されている。これを契機にわれわれ『ぎょさい』団体は、行政機関、漁協系統、業種別団体との連携を一層密にし、その支援と協力のもと、運動目標である『全ての漁業者のぎょさい加入』を達成するため、普及活動に全力を挙げて取り組む」と、特別決議案を力強く読み上げ、満場一致で採択され会議は閉会しました。

私ども「ぎょさい」団体は、今年度から4年間にわたり新たな普及推進運動『新ぎょさい総加入運動21』を展開していきます。今回の制度改正を機に、「ぎょさい」制度が不慮の災害や予期し得ない不漁等の時に損失補てんの機能を十分に果たせるよう、「ぎょさい」の更なる普及拡大を目指します。